

東彼杵町農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和3年12月24日(金) 午後1時30分～午後3時30分
2. 開催場所 東彼杵町総合会館 2階 大会議室

出席委員

会長 西坂 秀徳	1 番 林田 佐知雄	2 番 森田 誠	3 番 三坂 登
4 番 泓 純隆	5 番 富永 政光	6 番 迎 幸枝	7 番 欠 席
8 番 江口 庄平	9 番 出口 照雄	10 番 山口 義範	11 番 清心 由紀美
12 番 俵坂 和則	13 番 宮脇 喜八郎		

事務局及びその他の出席者

事務局長 高月 淳一郎	書記 前田 篤史	竹下 由紀子
-------------	----------	--------

3. 議事録署名委員の指名について
4. 報告事項
 - (1) 農地の合意解約について(農地法第18条第6項)
 - (2) 農地改良等届出書について
5. 議 事
 - (1) 議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (2) 議案第31号 農業経営基盤強化促進事業による権利設定について
 - (3) 議案第32号 農地中間管理事業による農地利用集積計画について
 - (4) 議案第33号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - (5) 議案第34号 農地のあっせん申出について
6. その他

事務局長	<p>ただいまから令和 3 年度第 9 回目 12 月期の東彼杵町農業委員会総会を開催いたします。本日の農業委員さんは 7 番の中山委員さんが都合により欠席で 13 名、推進委員さんは 5 番の山田委員が欠席ということで、同じく 13 名の出席となっております。よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>(挨拶)</p> <p>議事録署名人の指名についてということで 13 番の宮脇委員と 1 番の林田委員にお願いしたいと思います。</p> <p>報告事項 (1) 農地の合意解約についてということで、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告事項 (1) 農地の合意解約について、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知が、下記のとおり提出されたので報告いたします。</p> <p>2 件ございますけれども、来年 65 才になられるということで、農業者年金の手続き関係で今回解約をしてその後、後継者へ借り替えをする内容となっております。</p> <p>1 番目が共有名義になっているところですが 1 筆ありまして、同意がもらえないのか、今後は名義を変える予定はないということでした。</p> <p>2 件目がこれを後継者に変更するため解約をするとなっております。4 ページ、5 ページに通知書を付けておりますが、5 ページの方が全部で 17 筆、8,858 m²ございます。こちらの分を今度、中間管理機構を通して借り替えをする予定となっております。</p>
議長	<p>ありがとうございました。親から子が借りていた分を子から息子にということですので、特段問題は無いと思いますが、この件に関しましてご意見、ご質問何かありましたらお受けしますが何かないでしょうか。</p> <p>「異議なし」の声</p>
議長	<p>異議なしということですので、このまま進めさせていただきたいと思います。</p> <p>続いて報告事項 (2) 農地改良等届出書についてということで、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>東彼杵町農業委員会農地改良届取扱要綱に基づき、下記のとおり提出されたので報告します。今回 6 件ございますが、いずれも着手済という内容となっております。</p> <p>7 ページから資料になりますが、件数が多くてページ数も増えたので、同意書の欄を作ったり、建設課との協議の欄を作った調書を作成してみました。まだ改良が必要かと思いますが、これにそって説明をしていきたいと思います。</p> <p>1 件目ですが、場所が千綿宿郷、元みかん畑の所で今は休耕になっていたのですが、ここを開墾して新たに茶を植える予定ということで、それに伴まして勾配を修正する必要があるので改良をされております。12 月当初はまだしていないという話だったの</p>

<p>議長</p>	<p>ですが、10 ページの写真があるのですが、これを撮りに行った時点ではすでに石積等をされていたので、今日も見た時は着工済としております。施工概要は自主施工で、盛土、最大 2.5m となっておりますが、2m 位と言われました。切土も最大 2m、法面は石積で作られる、隣接者の同意をとられております。建設課との協議の所にチェックをしていますが、備考欄に書いていますとおり、圃場の中央部分に使用されていない水路があるということで、建設課と協議をしまして、次のページを見て頂いて、真ん中に水路が縦に通っていて、この地図でいうと右側の圃場 341 番との境界に付け替える話をされております。建設課とも隣接者とも協議済ということでございました。地図の方ですが、A から B の断面を取っているのが 9 ページになります。青の線が前のみかん畑があった時の線で赤の線が改良後で、A の方を切土をして B の方を石積みで 2m 上げて盛土をして、平にするような改良工事となっております。この図は話を聞きながら事務局作成ですので、若干違う所もあるかもしれませんが、多少はわかりやすいように作っております。10 ページが写真です。1 番が上の方で、下の方に行くにつれて 2 番の方に行く感じですが、2 番の電柱あたりに石積がされていますが、2m 程積まれているということです。今日見たかぎりではもう少し工事が進んでいました。</p> <p>ありがとうございます。今回 6 件申請の全てが着工済ということではありますが、他町ではここまで現地調査はされていないそうですが、ここのところ雨が多くて若干の苦情のような話とかがありましたので、今年の 4 月から改良届をきちんと出して頂こうと進めておりますが、目的としましては農家の人が、せっきゃく改良したけれども他の人に迷惑をかけたりすると、その後手間がかかったりするので、農家のために回りの同意をもらって進めて頂ければということと、雨が多いいことに関連して道路の水が多くて水の流し方等も現場でわかる範囲で、水路に流してください等の指導ができればということで進めておりますが、現場でいきなりは専門家ではないのでわからないところもあって、改良の必要もあります。まずは改良届を出して頂いてその中で協議して、徐々に状況をふまえながら指導ができるように進めておりますので、今年は特に着工済が多いですけれども、まずは出して頂くということを前提に進めていければと思います。今説明頂きましたがこの中にも水路が通っていて、使用中の水路であればさわれませんが、図面の中に全然機能していない水路があったりした時に、これらも将来的には何か良い方法はないかと考えています。これを測量士さんに測量してもらおうと 20 万、30 万かかるので、せっきゃく荒れている畑を作って農地にしようという意欲がそがれることもあるので、そういうところもなんらかの形で前向きに回答ができれば、これも委員会の中で意見をききながら町に対しての憲章等にもりこめればと思っています。そういうことで 1 番の説明をいただきましたが、この件に関しまして本日の現地調査で 3 番の三坂委員さん、4 番の泓委員さん、当番委員の皆さん、担当地区の委員の皆さんからご意見、指導方法等がありましたらお知らせ頂ければ、ご意見をうかがえるかと思っております。まず地元の山口委員さん何かありますか。</p>
<p>山口委員</p>	<p>10 番山口です。立ち会いをさせていただきました。元々はみかん畑だったのですが、何</p>

	<p>年も放置状態で山状態になっていた所を、今度借受けて茶畑にするということで、遊休農地、耕作放棄地の解消に役立てて頂いてありがたいと思いますが、先程からありますように、真ん中に水路があったということで、建設課の立ち会いで話をしてもらっていきまして、その水路については完成した後に測量をして、元の位置に水路を設けてそこは植栽をしないとのことでしたので、別に問題はないと思いますのでよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。報告事項となっておりますので、改良届に関してご意見があれば言っていただければと思います。よろしくをお願いします。2 番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>菅無田郷、外1筆、茶畑で面積が4,872㎡、茶園の改植のためとのことで、こちらも10月頃から着手済となっております。盛土最大1.5m、切土最大2.5m、法面が石積で作られております。同意書は菅無田郷の所有者の同意はとられておりまして、建設課との協議はされておられません。町道敷の近くではありますが法面から50cm程度控えてから切土をしているということで、大丈夫ではないかということでした。</p> <p>12ページ見にくいのですが、地図の上の方が低くなっておりまして、下に道があるのですがこちらの方が高くなっております。ピンクの所が改良される所となっております。13ページの断面図ですがA、A'ということで、下の方がA'で左側ですが、青が現況ラインということで、ここをAの所に石積を少し増やして盛土をすることで勾配を少なくす、そのための土はBの方の5枚ある一番上を切って、土を持っていくということで、赤のラインを作っておりますが、B'の町道の所の法面から少しだけ控えて、50cm程度控えて盛土をされております。14ページ、15ページが写真です。少し前の写真ですが広い方の圃場が3番、4番になるのですが、4番の右の方に茶園があると思いますが、その間に石積みがされている写真になっております。ここが結構高い所でこちらは同意をとられています。1番、2番が小段の方ですが、わかりにくい写真なので、参考程度にいただければと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございました。ここも本日、現地調査をしております。地元委員の三坂さん何かありませんか。</p>
三坂委員	<p>3番三坂です。今日、現地調査に行ってまいりました。先程から言われますように、事前着工ということで、いろいろありましたがAの断面図が3.5m下から石積をされていますが元々は土羽でありました。猪が来たり、水で流れたりして下に泥が行って迷惑をかけるということで、下から石積をされました。元の高さから1.5m高くされたとのことでした。上の方は控えてされているので問題はないと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございました。その他ご意見、ご質問はないでしょうか。</p>

中尾推進委員	<p>推進委員の中尾です。まず、事務局の前田さんにお礼を申し上げます。今までの図面では判断しかねる図面が多かったと思いますが、今回からわかりやすい図面を作成していただきましてありがとうございます。下側の広い圃場の端に細い水路があります。隣も茶園になっていて、実際水路は消えているような状況が町内ではかなりあると思います。下から盛土をしてありましたので、水路は目を見た限りではなくなっていました。この圃場はかなり谷の所にありますので、もし降水量が多かった場合は三坂委員さんからおっしゃられましたとおり、圃場の方に泥が、もちろん降水だけではないですが、猪等も影響したと思います泥がきていたということでした。境界の所に勾配がついておりますので、石垣も 13 ページの図面では 3.5+1.5 となっておりますが、それよりも高いのではないかと考えております。図面ではかなり勾配つけて書いてありますが、私が勾配定規を持って見た感じでは、この高さにしては急な勾配であつたのではないかと感じました。今後、集中豪雨等があれば、この石垣の所から崩壊する危険性があるのではないかと感じました。先程言いました水路ですが、上の道路の所に水路の落とし溜りがあり、今は機能していないということでしたが、それがもし掃除されたら圃場の中にある水路に流れてくるのではないかと感じました。</p>
議長	<p>ありがとうございました。そうですね、石垣も高かったり、水路も暗渠になっていたりで、そこが詰まったりした時には表面に水の流れをしてもらったり、そういうことも合わせて今日出た問題点は、本人さんにも伝えていただくようお願いしていかなければならないと思いますので、よろしくお願ひします。その他無いようでしたら 3 番に行きたいと思いますがよろしいですか。では、3 番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>改良地が菅無田郷、茶畑の所で面積が約 9 反あります。改良の理由としては茶畑改植のため、作業性向上のためということで、圃場の圃段をまとめたりする工事をされております。工事期間が着手済で 11 月 5 日から 2 月末、盛土が最大 3m、切土が最大 3 m、土羽で作られております。地図上でチェックを赤でしてあるのが同意があるという意味でつけております。建設課との協議はしておりません。備考としては、緩衝地を設けるということで、一部作付けをしないということで、17 ページの地図で青で斜線を引いている所が 2 か所ございまして、ピンクで囲んである所が 2 か所あるのですが、左側のピンクの左上の方です。ここが左が低くて右側が高くなっていくのですが、一番下の所は作付けをしない、そのままの状態にしておいて緩衝地とするということでした。それと左側のピンクの右下の所を作らないようにしますということでございまして。18 ページが断面図ですが広い方が BB' で、こちらは波打っているような圃場だったのでそれを平にするというようなことでこの断面をとっております。他の所もさわられていると思いますが、右側の三角形のようなピンク色の所を基本的にはしていくということで BB' の断面をとっております。AA' の方ですが 7 枚ある所ですが一番左は作らない、そこから 6 枚ありますがそれを 3 枚ずつ 2 つにまとめるということで赤の線を引いていますが、3m 上げて 8m から 10m フラットな所を作るという内容となっております。19 ページからが写真で工事实施前の写真です。2 番が広い方で波打</p>

	<p>っているのがわかると思います。3番は小さい方でたくさんある方の写真になっております。</p>
議長	<p>ありがとうございます。この件に関しましても地元の三坂委員さん何かありませんか。</p>
三坂委員	<p>3番三坂です。見てもらったらわかると思いますが、4m位の切土をしてありまして、見た目でもけっこう取ってあるのがわかるような状態でした。計画によりますと下3m位あけて4m位切土して下を上げるとなっていますが、気がかりだったのが道の方の石垣が膨らんでいたのですが、そこはあまりふれないようにしようとのことだったので、注意して見ておかないといけないと思いました。地元の中尾さんお願いします。</p>
中尾推進委員	<p>中尾です。3番の文字のある所の山林が、図面上では盛土は3mと書いてありますが、ここが一番くぼんでいて、この盛土はかなりの高さになっているのではないかと、土羽でしてありますが5m以上ではないかと思えます。先程、三坂委員さんが申されました道路に沿った所の石積は小さいのでしてありますが、土地の所有者が積まれたのですが、石垣勾配はかなりとってありまして、現状の石垣の上に盛土をされることはないと思いましたが、崩壊の恐れはないと思えますが、一番気になるのは先程申しました3番の土羽の所で、そこが心配だと思います。階段状の方も2段にして圃場を作るということでしたが、AA'の図面の数字では収まりきれない勾配がある圃場です。ここは伐根だけで着手していなかったもので、機会があれば土羽の勾配とか、途中で犬走を作る所等は指導していただければいいのではないかと思いました。それと4m位のパットの部分でも段差はつけてないので、指導する時は基準にそうようにすれば、施行される本人さんもそれにそって工事をするのではないかと思えます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。かなり畑が広くて、逆の方向が現地調査でも見えてなかった部分もあったかと思えます。その辺は改めて勾配部分等も、最初に配ってある企画の中には入っていますが、確認しながら再度そのあたりも改良届を出される時にも徹底しながらしていきたいと思えます。今回の件については確認しないといけませんね。</p>
事務局	<p>着手済なのでそこを今さら言ってもというところがありました。</p>
議長	<p>そういうことで、注視しながら見ていきたいと思えます。その他なかったら次に行きたいと思えますがよろしいですか。次をお願いします。</p>
事務局	<p>改良地が彼杵宿郷の茶畑です。面積が2,317㎡。茶畑の新品種への転換ということで貸借事業になっております。10月頃からすでに着手済みということでした。盛土最大1.5mと書いてありますがおそらく1m位ではないかというところでした。切土も最大1mから1.5mというところでした。法面が石積、付近の同意は23ページの地図にチェックをつけてある所が同意を取られている状況です。備考ですけれども、法面の石</p>

<p>議長</p>	<p>積は現行の部分から 50 cm程度控えて実施をされております。25 ページが写真になりますが、両方向から撮った写真ですが、ほとんど終わった状態ですが 2 番の方の真ん中あたりに電柱がありますが、それから手前側に新しい石が積んでありますが、少し控えて 1m程度積まれてということで、その部分に土を入れて勾配をなくすという改良になっております。24 ページに断面図がありますが 1m切って 1m盛って、勾配を平にするという改良になっております。</p> <p>ありがとうございました。ここは私の担当の所で、前回中山委員さんの畑の改良届がありました。その道反対の上側ということで、中山委員さんから話をさせていただいて改良届を出されたというような感じでした。実際 100m位しか盛土も切土もしていないので、出さなくてもいいかもしれない内容ですが、実際に仕事をしていくともっと先の方もとなったりするので、この位でも出していただければ助かると思いました。改良内容については、先程事務局から説明がありましたように、石積も控えて 1 m位ということで、特段極端な盛土、切土もなく特に問題はないと思いました。本日当番で行かれた委員さん、地元委員さん何かご意見があれば出していただければと思います。</p> <p>大丈夫ですか。それではそのまま進めさせていただきます。次の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>改良地が千綿宿郷、外 2 筆、茶畑です。面積が 2,599 m²、所有者が複数いらっしゃいます。改良の理由が優良品種への植え替えと、機械の巡回場所を確保するためということで、工事はすでに着手されておりまして、11 月から 3 月までとしております。施工概要は盛土が最大 0.5m、切土が 0.5m、法面等の改良は無いということでした。隣接者の同意を取られております。建設課との協議はいらないということで、不要とさせていただきます。</p> <p>27 ページが図面です。ピンクの所ですが 378-1 については一部分ということで、右下の方も含めて 2,599 m²の改良となっております。28 ページが図面になります。青で囲まれた部分を切って、黄色の所へ土をやるようなイメージになっているということでした。29 ページ、30 ページは写真を付けていただいております。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。ここは私が改植を頼まれまして、真ん中の元みかん畑と茶畑の段差が 50 cm位だったので、そこをならず程度ということで 50 cmとしておりましたが、奥に行くにしたがって少し下がるので、そこに若干の石積と土羽で 1m位の盛土をしたという形です。周りも奥に行くと水路があってそこはかなり控えて、地主さんも控えてほしいとのことでしたので、奥に水路ですごく下がっている所があってその高場も越していますので、境界は触らず奥とか、左の畑はかなり木が栄えていましたので、支障がある木は切って周りを整えた感じです。ここも 11 月の総会に出そうとしていたのですが、同意書が間に合わずに事前着工になったのですが、12 月 1 日から仕事に入りまして 15 日にだいたい終わりました。地元の山口委員さん何かありましたらお願いします。</p>

山口委員	<p>10 番山口です。改良届ですが、ここはほとんど現況と高さとか盛土とか変わらない状態ですので、問題なかったと思いますが、木が植わった状態になっていましたので、ここも耕作放棄地解消にはよかったという感じです。また、広げてもらえばもっときれいになるかなという感じでしたので、別に問題はないと思います。よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。その他皆さんから質問等ありましたらお受けします。ないでしたら次に進みたいと思います。説明をお願いします。</p>
事務局	<p>改良地が一ツ石郷、外 2 筆、現況が畑、面積が 2,854 m²としておりますが、この内の一部という状態です。改良の理由は雨が降ると水がたまり農作物が作れない地点と、農道を整備するためという地点の 2 か所がございます。すでに水たまりができる方は着手をされておりまして、農道を補装する所を含めて 3 月までには終わりたいということでした。予定作物が水稲、野菜、盛土は 0.5m から 0.3m となっておりますが、0.5 m から 0.1m の盛土になると思います。切土は発生しません。法面の改良もなしで、隣接者の同意は取られていますが、お一人同意がとれなかったということでした。改良の内容からして特に影響はない所かと思ひます。</p> <p>36 ページを見ていただいて赤で塗っている所ですが、水がたまると言っていたのが家の方にある四角の方です。ここが水がたまるということでここを 40 cm 程度盛土をするということです。左の細長い方ですけどもここ全部ではなくて、上の方の田が 3 枚あるのですが、ここの田の部分の一部を補装してしまつて、上の方に機械が上つていけるようにしたいというような改良になっております。もどつていただいて、34 ページの 2 番の写真でいくと、目の前に補装されて道があつて下に田がありますが、その一部分だけを補装して道をつなげるというような内容を、こことあと 2 枚上にありますが、されて上まで上がつていけるようにするという改良になっております。35 ページの 4 番の方がわかりやすいと思ひますが、今おがくずがのっている所が埋め立てられている所です。ゆくゆくはこの上に土を入れて、野菜等を作られるというお話でした。33 ページには先程言つた所の断面図です。①②がすでにひかれていた所ですが 40 cm 埋める、③④は 3 ヶ所 0.14m 赤で引いてありますが、ここをコンクリートで補装するという内容になっております。</p>
議長	<p>ありがとうございました。地元の俵坂委員さん補足等ありましたらお願いします。</p>
俵坂委員	<p>12 番俵坂です。今日、立ち会いをしてきましたけれど、ここはすり鉢状になっておりまして、田からの水が前の時には多いということで、ここは水が溜まって作物が作れないということで、埋めて地上げをしたいとのことで話をされておりまして、するならば届を出すように言つていましたが、半分以上埋まってから出されたような状況でしたので早く出すように言ひました。町道の方に泥止めをして盛土をする、畑にすると言われていました。もう一つは農道を整備したいとのことで、ここはかなり勾配が</p>

議長	<p>ひどくてトラクター等は危ない、ましてや田植え機は上がれないような勾配でしたので、ここを整備したいとの話がありました。家族の方に業者の方がおられますので、進めていこうということで、私も現場の工事の時には出向きたいと思います。</p> <p>ありがとうございました。その他補足、説明、ご意見、ご質問等ありましたらお受けします。ないようでしたら次に進めさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。</p> <p>「はい」の声</p>
事務局	<p>先日協議をしました、菅無田の改良の件ですが、水路が通っているということで付替えをするか、払下げを受けるかしかないということで話をしたところ、それならいいですとのことで、改良自体を取下げるということとお話を頂いておりますのでご報告をいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。そこも水路がなかったら畑くらいにはなるよう場所だったので、今使っていない水路があって断念されたということなので、簡単にその辺がうまくいくような方法があれば、いくらかは耕作放棄地も減らすことができないかと思っておりますので、その辺も機会がありましたら協議しながら町の方へお願いとかできればと思っておりますのでよろしく申し上げます。</p> <p>それでは議事の方にはிரりたいと思います。(1) 議案第 30 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてということで、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 1 の 2 の (1) の規定により、意見を決定するための審議を求めます。2 件ございます。</p> <p>1 件目が所有権移転の無償、贈与です。中岳郷、田、1 筆、180 m²、贈与となっております。家の横の田で野菜を作られる目的ということでお伺いしております。</p> <p>2 件目が有償の所有権移転、売買です。中岳郷、田、2 筆、2,323 m²、予定作物は水稻で、備考に書いていますが、中山間交付金対象地となっているということで、その旨話をして、農林水産係の担当にも話をしております。最終的な結論は出てないようですが、協議済となっております。</p> <p>3 年度に中間管理を通じて貸し付けたが、解約し売却と書いておりますが、6 月の総会で協議をしておりますが、中間管理機構を通じてしていたのですが、買ってくれる人がいるということで、解約して売却という話になったのかと思います。大村市の方で 1.1ha 程度耕作地があるということで、買うのに支障はないというところです。</p> <p>38 ページは図面ですけど、1 件目については、ご自宅の近くの圃場になっております。No.2 については売買で、神社の近くの所の圃場になっております。ここも改良がいるのではないかと話されておりましたので、後で改良届の話が出てくるかもしれません。</p>

議長	ありがとうございました。事務局から説明がありましたけれども、地元の出口委員さん何か補足、説明がありましたらお願いします。
出口委員	9番出口です。相談があったのですが相手の話はなかったと思います。
議長	ありがとうございました。その他、推進委員さん等説明や相談を受けた方がいらっしゃいましたら、質問等も含めてお願いしたいと思います。 何もないでしょうか。事務局的には特段問題はないですか。
事務局	中山間の方が最終的にどうされるのか気にはなるところですが、きちんと手続きはされるようなので、そこは大丈夫かと思います。
議長	わかりました。皆さん方から意見がなければ、1番につきましては許可ということでよろしいでしょうか。 「異議なし」の声
議長	ありがとうございます。合わせまして2番の方についても、中山間の問題も色々あるようですが、許可ということでよろしいでしょうか。 「異議なし」の声
議長	ありがとうございました。それでは(2)の議案第31号、農業経営基盤強化促進事業による権利設定について、ということで事務局より説明をお願いします。
事務局	基盤強化法第18条第1項の規定による農地利用集積計画(所有権移転)について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の(1)の規定により、農用地利用集積計画案を決定するための審議を求めます。 1件目が所有権移転です。蕪郷、畑、1筆、190㎡、贈与ということで、昔、話はついていただけ、まだ名義が変わってなくて、登記を変えるため贈与をされるという内容だと思います。隣接地を持っておられます。次ですが、残り3件が貸借権の設定です。 2番目が中尾郷、茶畑です。3筆で3,992㎡、期間満了による更新ということで、すでに作付けをされているところで、更新ということで提案されております。 3番目が坂本郷、畑、1筆、1,144㎡、4,727㎡あるのですがこの内の一部を借りられるということで、10年間です。備考にも書いておりますが、北側の1,144㎡のみを貸借となっております。 4番が使用貸借ですけれども彼杵宿郷、ここも茶畑です。1筆1,275㎡、共有名義の土地ですが、10年間で使用貸借ということです。41ページからは地図です。蕪は構

	<p>造改善の所の一部です。No.2 は赤坊の方に行く道です。途中の下り坂あたりですが、更新となっております。42 ページNo.3 ですが、赤枠で囲んである所の一番上の所です。青の点線で丸してある所だけ、貸付となっております。No.4 は萌香園の近くの赤木の圃場を貸し付けるという内容となっております。</p>
議長	<p>ありがとうございました。まず1番ですが、蕪郷の登記をしていたつもりができていなかったということで、出口委員さん何か聞いていませんか。</p>
出口委員	<p>9番出口です。この件につきましてはここは自分の土地だとのことだったので、事務局に行って聞いてみたらと言ったところでした。</p>
議長	<p>ありがとうございました。この件につきまして質問、ご意見等ありましたらお願いします。ないようでしたら、許可するというところでよろしいでしょうか。</p> <p>「異議なし」の声</p>
議長	<p>ありがとうございます。続いて2番についてですが、更新ということですので、特段意見がないようでしたら、許可するというところでよろしいでしょうか。</p> <p>「異議なし」の声</p>
議長	<p>ありがとうございます。3番につきましては坂本郷で、新規ということですが、この件につきましてご意見、質問等ありましたらお願いします。</p> <p>3番の方も、質問等なければ許可するというところでよろしいでしょうか</p> <p>「異議なし」</p>
議長	<p>4番は赤木なのですが、お父さんの名前から、更新にあわせて息子さんの名前にということで、ここも特段問題ないと思いますので、許可するとうことでよろしいでしょうか。</p> <p>「はい」の声</p>
議長	<p>ありがとうございます。続きまして議案第32号の農地中間管理事業による農地利用集積計画についてということで、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>基盤強化法第18条第1項の規定による農地利用集積計画（利用権設定）について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の(1)の規定により、農用地利用集積計画案を決定するための審議を求めます。中間管理機構を通じた貸借権の設定です。</p>

<p>議長</p>	<p>1番が木場郷、畑、2筆で1,753㎡。茶畑、すでに借りられている所を更新される内容になっております。10年と書いてありますが、間違いで15年の賃貸借となっております。</p> <p>No.2とNo.3は配分予定者が、いずれも同じ方ということでまとめて説明しますが、三根郷、使用貸借、水稻を作付け予定、5年間です。No.3は三根郷、田、1筆、1,386㎡。使用貸借で貸付けます。水稻を5年間という予定になっております。</p> <p>4番が木場郷、使用貸借10年間、水稻となっております。</p> <p>45ページから図面になります。45ページ下の方はJAそのぎ支店の近くです。使用貸借で貸し付けるという内容です。46ページですけれども、本地寺の近くですが、この水田を、中間管理機構を通じて貸し付けるという内容になっております。</p> <p>ありがとうございました。1番の方からみていきますが補足、質問等ありましたらお願いします。何もないようでしたら、許可するというところでよろしいでしょうか。</p> <p>「はい」の声</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございます。2番と3番は配分予定者が同じということで、一緒にしたいと思いますが、そのぎ支店の裏あたりの田ですが、この件に関しまして補足、ご意見がありましたらお願いします。</p>
<p>森田委員</p>	<p>2番の森田です。3人の割田になっていまして、今までの耕作者が病気をしまして、作るのを控えたのではないかと思います。それで隣の方が引き受けてされるようです。まだ直接の話は聞いていませんが、割田ですのでいいのではないかと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございます。森田委員さんから説明がありましたように、割田ということで、この件に関しまして、許可するというところでよろしいでしょうか。</p> <p>「はい」の声</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございます。続きまして4番の方ですが、この件に関しまして説明等ありましたらお聞きします。ないようでしたら、許可するというところでよろしいでしょうか。</p> <p>「はい」の声</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございます。それではその方向で進めさせて頂きたいと思います。次に進みたいと思います。(4)議案第33号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてということで、事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>農地法第5条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第4の1の(4)のAの規定により、意見を決定するため審議を求めます。</p> <p>転用です。1件ございます。所有権移転、有償、駄地郷、田、1筆、32㎡、浄化槽を埋設するための用地として転用をかけられるということです。</p> <p>備考に書いておりますが、その部分だけすでに分筆は終わっています。48ページから申請書をつけておりますが、委任を受けられているのが行政書士さんが手続きをされております。場所は49ページですが、申請地と真ん中あたりに書いていますが、郵便局の近くで、少し高速道路の方になります。49ページ右側の図面で黄色の所が申請地で、その右側赤道はさんでお宅になります。こことつないで浄化槽とつなぐこととなっております。50ページが被害防除計画書ですが、まず切土が最高2m、最低0.1m、で、被害防除措置の内容又は被害の発生の恐れがない理由としては、北側境界及び東側里道境界はコンクリート壁を設け崩落防止対策を講じます、水路への放流は浄化槽を通じて行われますが、合併浄化槽から里道側溝約15mを經由し、水路に放流することになりますので、水路下流域の責任者富永氏に立会をお願いし、質疑応答を含め説明はしましたということで、協議はされたということでした。③の一番下ですが、小規模施設ですので近傍農地の日照、通風、耕作等への影響は小さいと考えますということで頂いております。右側が写真です。51ページが土地利用計画で施工図ですが、Aと書いてある所が赤道の上ですが、右側に農地があって左側に浄化槽があって、赤の線でつないでいますが、側溝に流すということになっております。右の方には断面図がありまして、こういう形で浄化槽を埋めるという内容になっております。</p>
議長	<p>ありがとうございました。ここは現地確認を行っておりまして、地元の委員さんに補足説明をお願いします。渡邊推進委員さんお願いします。</p>
渡邊推進委員	<p>8番推進委員の渡邊です。現地確認に行きまして、その前10月頃に場所を作りたいとのことで相談がありましたので、事務局に連絡をとって進めました。今日、現地確認をしたところ、周りには田がありますがそこもお借りして野菜等を作られている所です。ちょうどいい所にくぼみがありまして、そこに浄化槽を設置するという説明がありまして、現地を見ましたが、下の所は野菜等を作ってしまして、周りには影響がないようですので、協力をお願いしたいと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございました。本日当番で現地確認をして頂きました三坂委員さん、泓委員さん何か補足がありましたらお願いします。</p> <p>特段ないということですので、現地確認側も問題ないと思っております。何か皆さん方から質問、ご意見がありましたらお受けしたいと思います。何もありませんでしょうか。</p> <p>「はい」の声</p>
議長	<p>何もありませんでしたら許可相当として、県の方に上達したいと思います。よろしい</p>

	<p>でしょうか。</p> <p>「はい」の声</p>
議長	<p>ありがとうございます。では次に進めさせて頂きたいと思います。議案第 34 号、農地のあっせん申出についてということで、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>資料の最後ですが、あっせんの申出ということで、田を 5,000 から 10,000 ㎡借受けを希望するというので、あっせんの届け出を出されております。</p>
議長	<p>今、事務局より説明がありましたけれども、この件に関しまして地元の山口委員さん、何かありましたらお願いします。</p>
山口委員	<p>10 番山口です。この件についてですが、本人さんと話しをしてきました。だいたい 7,000 ㎡余りは作る予定があるとのことで、2 年位前に前耕作者が作られていました、瀬戸郷に約 5,000 ㎡位あるのですが、そこを借りて作るということですので、良かったと思います。もう一つが今年の秋まで別の耕作者が借りて作られていました、体調を崩されて返還するとのことで、その後を作っていないとのことなので、合計 7,000 ㎡位はすでに確定ということになっています。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これ以上にあればということですね。あっせんで出ていますので、あっせん委員として、地元の山口委員さんと森推進委員さんで引続き探して頂ければと思います。それでよろしいでしょうか。</p> <p>「はい」の声</p>
議長	<p>よろしくをお願いします。他に質問があればお願いします。</p>
富永委員	<p>5 番富永です。今のあっせんの事ですが、平似田では少し遠いですか。以前から頼まれていまして、今でもきちんとされているのですが、小学校の上の今でもきれいに管理されている所が 5,000 ㎡～6,000 ㎡あります。</p>
議長	<p>ありがとうございました。今のように情報の共有をしながら、山口委員さんには引き続き進めて頂ければと思います。よろしくをお願いします。</p> <p>その他ご意見がないようでしたら、議事の方はこれで終わりたいと思いますがよろしいでしょうか。</p> <p>本日の総会を終了したいと思います。お疲れ様でした。</p>